

寺院の財産を処分するには

寺院が財産を処分するときには、宗教法人法第 23 条、当該寺院規則第 24 条、浄土宗規則第 34 条、宗規第 6 号第 4 条により、(1) 責任役員の議決を経ること。(2) 総代の同意を得ること。(3) 宗派の代表役員の承認を受けること。(4) 信者その他の利害関係人に対し公告をすること。の以上 4 項目が義務づけられています。またこれらは、この行為の 1 ヶ月前までに完了しなければなりません。

注意事項

- (1) 責任役員会議事録および総代同意書に使用する印鑑は、四種登録で登録されているものです。四種登録に変更を生じている場合は、四種登録を完備してください。
- (2) 処分代金で寺院建築新築、不動産を購入する場合は、同時にそれらの承認（新築参照、取得参照）も受けなければなりません。
- (3) この承認を受けずに売買した場合、その売買が無効になる場合があります。

添付書類

- (1) 処分する不動産の登記事項証明書、固定資産評価証明
- (2) 責任役員会議事録
- (3) 総代同意書
- (4) 処分する不動産と寺院の位置関係が分かる公図または地図
- (5) 買い受け証明（貸借の場合は、貸借契約書の写し）
- (6) その他関係書類

冥加料

処分代金の 2% です。ただし処分代金が 25 万円以下の場合 5,000 円になります。

冥加料の控除

代替不動産取得時や境内建物の新・増・改築等をする時、冥加料が控除される場合がありますのでお問い合わせください。

様式番号	19	申請書名	寺院財産処分承認申請書
------	----	------	-------------

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105